

あおもり若者定着 奨学金返還支援制度



貴社が採用した社員が、社内かつ県内で6年間働き続けたとき、奨学金の返還を県と貴社とで支援する制度です。優秀な人材の獲得など、多くのメリットがあります。

令和5年度・6年度採用分 2022年6月登録開始

貴社の人材確保 を応援します！

ぜひご参加ください。

2022年6月から 専用HP で 参加受付を開始 します。



▶ 対象企業等

- ・ 県内企業または勤務地を県内に限定した採用を行う県外企業で、令和5年度及び令和6年度に新卒・既卒の採用予定がある企業（法人、団体または個人事業主）

▶ 対象となる求職者

- ・ 大学・短大等の卒業者（見込み含む）で、採用時に35歳未満であって、「日本学生支援機構」または「青森県育英奨学会」の奨学金利用者（給付型除く）

※求職者側も登録が必要です。

▶▶ 参加のメリット

- ・ 求人のアピール力向上
- ・ 採用後の早期離職の抑止
- ・ 社員の結婚・子育て期の経済的負担の軽減
- ・ 貴社が行う採用力向上などの取組への支援

支援内容・参加手続きは

裏面へ

あおり若者定着奨学金返還支援制度

支援内容

支援額 1人当たりの支援額は、下表から貴社が選択します(30万円～150万円)。

1社合計600万円(負担額300万円)まで設定できます。例えば-----▶

※負担額は損金算入できます。

大卒3名 300万円
(100万円×3)
短大等卒6名 300万円
(50万円×6)

合計 600万円

卒業・修了した学校	返還支援額	企業負担額
4年制大学・6年制大学 大学院 高等専門学校専攻科	参加登録時にいずれかを選択。 ①150万円 ②100万円 ③60万円 採用決定後、本人借入額の1/2を上限とする。	返還支援額の1/2 ※残り1/2は 県が負担。
短期大学・高等専門学校 専修学校専門課程	参加登録時にいずれかを選択。 ①75万円 ②50万円 ③30万円 採用決定後、本人借入額の1/2を上限とする。	

「あおり働き方改革推進企業」など若者定着に資する認証を受けている場合は、合計1,200万円(負担額600万円)まで設定できます。

支援方法 就職後3年後と6年後の2回に分けて、県から貸与機関に繰上返還します。

貴社は3年勤務後に支援額の1/4、6年勤務後に支援額の1/4を、県に寄付します。

県は同額を上乗せして返還します。

登録から支援までの流れ | 令和5年度採用の場合

まず専用HPから、対象とする求人や支援額、自社PR等を登録してください。

その後、採用活動を経て、対象となる求職者を内定・採用した場合、

採用後、県がその方を支援対象者として決定します。



注意点

- ・ 企業、求職者とも、内定前に専用HPから登録を行っている必要があります。
- ・ 登録前に内定を出した方は、**支援対象外**となります。※内々定は可

制度の詳細 は、HPで公開する募集要項をご確認ください。

※2022年6月公開予定

お問合せ

青森県地域活力振興課 移住・交流推進グループ 〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1

TEL 017-734-9174 (直通)

FAX 017-734-8027

MAIL ijukoryu@pref.aomori.lg.jp

青森県HP

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kikaku/chikatsu/aomori_syogakukin_henkansien.html



あおり暮らし
Let's do it together!

制度HPはこちら

